

◎新潟県告示第110号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年2月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) エチル＝2－[1－（5－フルオロペンチル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド]－3，3－ジメチルブタノアート（通称名：5F－EDMB－PINACA）及びその塩類
- (2) メチル＝[1－（4－フルオロベンジル）－1H－インドール－3－カルボキサミド]－3－メチルブタノアート（通称名：AMB－FUBICA、MMB－FUBICA）及びその塩類
- (3) （8R）－1－（シクロプロパンカルボニル）－N，N－ジエチル－6－メチル－9，10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキサミド（通称名：1cP－LSD）及びその塩類
- (4) メチル＝3－メチル－2－[1－（ペント－4－エン－1－イル）－1H－インドール－3－カルボキサミド]ブタノアート（通称名：MMB－022、AMB－4en－PICA、MMB－4en－PICA）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

令和3年2月1日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。